

平成27年 第3回臨時会

# 美深町議会議録

平成27年5月13日 開会

平成27年5月13日 閉会

美深町議会

平成 27 年第 3 回臨時会  
美深町議会会議録

第 1 号 (平成 27 年 5 月 13 日)

---

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 27 号 (美深町課設置条例の一部改正について)
- 第 5 議案第 28 号 (美深町職員定数条例及び財政事情の公表に関する条例の一部改正について)
- 第 6 議案第 29 号 (美深町税条例等の一部改正について)
- 第 7 議案第 30 号 (美深町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第 8 議案第 31 号 (平成 27 年度美深町一般会計補正予算(第 3 号))

◎出席議員 (11 名)

1 番 小 口 英 治 君	2 番 長 岐 和 彦 君
3 番 和 田 健 君	4 番 中 野 勇 治 君
5 番 荒 川 賢 一 君	6 番 藤 原 芳 幸 君
7 番 岩 崎 泰 好 君	8 番 諸 岡 勇 君
9 番 齊 藤 和 信 君	10 番 南 和 博 君
11 番 倉 兼 政 彦 君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	羽野保則君
産業施設課長	事務取扱副町長	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	今泉和司君	企画グループ主幹	草野孝治君
生活環境グループ主幹	川端秀司君	保健福祉グループ主幹	望月清貴君
税務グループ主幹	後藤裕幸君	農業グループ主幹	中江勝規君
施設グループ主幹	山崎義典君	管理グループ主幹	南坂陽子君
杉本力君			

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育次長	玉置一広君
教育グループ主幹	桜木健一君	教育グループ主幹	大堀裕康君
幼児センター長	藤原裕子君		

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君

◎監査委員事務局

事務局長 長谷川 浩君

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩君	事務局副主幹	角田敏彦君
------	--------	--------	-------

開会 午後 1時15分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） 皆さんどうもご苦労さまです。

只今の出席議員は11人全員です。

定足数に達しておりますので、只今から平成27年第3回美深町議会臨時会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、3番 和田君、4番 中野君の両君を指名を致します。

---

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って本臨時会の会期は本日1日と決定を致しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川 浩君） 諸般の報告を致します。初めに5月7日第2回臨時会において設置されました平成27年度議会広報特別委員会が同日本会議終了後開かれ正副委員長の互選を行っております。委員長に岩崎委員、副委員長に斎藤委員が就任しております。次に閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から専決第3号損害賠償の額の決定、専決第4号平成27年度美深町一般会計補正予算第2号、代表監査委員から3月及び4月実施の例月出納検査の報告書これら4件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きたいと思います。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第27号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第27号 美深町課設置条例の一部改正についてを議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第27号 美深町課設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。現在の行政組織機構は平成17年の大課制導入から10年が経過いたしました。その間、集中改革プランを起点とする行革の推進により簡素な組織体制と財政基盤の確立を図ってまいりましたが人口減少と超高齢化社会の到来により介護医療をはじめとする社会福祉や確固たる産業基盤の形成などが基金の課題として台頭しこれまで以上に迅速かつ的確な施策の推進が求められております。これに対応するため現行3課体制を5課体制とする組織機構の見直しを行うものであります。よろしくご審議頂き原案決定頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きますので議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。議案第27号美深町課設置条例の一部改正について美深町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料をお付けしてございます。1枚めくって頂きまして新旧対照表をご覧頂きたいと思います。現行3課ということで総務課、住民生活課、産業施設課を庁舎の中に配置してございますが、これを5課体制ということで総務課についてはそのままでございますが、住民生活課を新たに住民生活課と保健福祉課に再編をするということで条例の中に保健福祉課を加えるものでございます。次に現行の産業施設課を農務課と建設水道課に再編するということでございますので、産業施設課これを削りまして農務課と建設水道課を加えまして合計5課体制にするということでございます。施行期日でございますけれども平成27年6月1日から施行するものでございます。以上議案第27号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 課の設置条例には美深町役場庶務規定が関係してきます。この第6条に係りの分掌事務が規定されているところであります。提案された行政組織機構の見直しによって住民生活にとって直接関係がある係りの体制がどのようなものなのか。また行政運営に置いてどのように効率性と実効性をあげていくものなのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君）　只今ご質問頂きました庶務規定に基づいてその係りの体制がどうなっているのかということだと思います。現在グループ制度をそれぞれ課の中に敷いておりまして今回5課にしてさらにその下にやはりグループ制度を設けたいという考え方をもっております。正式な確定ではございませんが、今ほどご提案申し上げました保健福祉課こちらの方には同じく保健福祉グループというのを設置して進めたいという考え方をもっています。また農務課ですが、こちらには現状もあるのですけれども農業グループを置いていきたい。それから建設水道課こちらの方なのですが建設林務グループという名前とそれから水道住宅グループといったものを配置しながら、それぞれのこれまでの係いわゆる係長制度といいますかそういうものを置いていきたいとの考えでございます。人数の関係もあるものですからなかなか係りの詳細を分類して係りを配置するということにはなかなかいかないかと思いますが、行政効率上といいますか課題に即対応する一定の権限を持った課長をここに配置することによって早急な課題の解決こういったものを図っていきたいということで、今回課を2つ程増やして設置をし、直近の行政のこういったものに対応していく体制をとりたいという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君）　2番　長岐君。

○2番（長岐和彦君）　私は手元に平成27年度の4月1日の機構改革機構図を持っていりますが、今のお話ですとそれぞれの課に同じくグループを設け、そのグループの名称が今聞いたところでありますけれども、総務課それぞれ住民生活課、保健福祉課と現行のグループの名称若しくは現行のグループが引き続きあるようなニュアンスとしてありますそういう考え方で良いのかどうか。その中で、例えば総務課の企画グループには所管する事務として商工観光というのがあります。これについては引き続き今回の機構改革見直しに伴ってどこかの課に移るのか、引き続き総務課のこのグループ内にあるものなのかその辺についてお尋ねします。

○議長（倉兼政彦君）　渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君）　答弁が手落ちになって申し訳ございませんでした。変わったところだけご答弁申し上げました。残りの部分については現行通りそれぞれ総務グループであるとか企画グループで住民生活課には生活環境グループ、税務グループこういったグループを配置していくという考え方でございます。それで2点目に言われた商工観光の部分、商工でいえば産業的なものであろうと思います。観光の部分でも事業として成り立っていくものであればこれも正しく産業的な部分だろうという考え方をもっているところでございますけれども、今まさしく山口町政になりまして観光に随分力を入れながらこの地の観光の推進というようなことに取り組んでいるところでありますが、なかなかまだ事業

化には至っていない現状があるということで、行政の支援がまだまだ必要というような考え方の中からを現行の企画グループの中に商工観光係というものを配置しながら今後も進めていきたいという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） なかなかはい解りましたとは言いにくい状況にあります。住民生活課を住民生活と保健福祉に、それから産業施設課を農務課と建設水道課にして課長が2人えると。しかし、農業、林業、商工業、観光業があちこちに分散している係りの体系までは障らずに今のままだというニュアンスであります。これだと課長を増やすのが目的だととらわれてしまうのではないかと、町民にしてみれば首をかしげてしまうのではないかという印象があります。大課制、グループ制導入の機構改革では町民が実際困惑したことがあると思うのですが、町民への分かりやすさはおろそかにできないと思います。そのところどのように考えているのかお伺いしたいと思いますし、今総務課に商工観光を置くと言いましたけれども、それを産業化関係の部署に異動するというための機構改革に関する再検討を考えないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 只今ご質問がありました産業関係の統一これらいわゆる1つの課に配置されることがベストなのか。またその状況状態によって課を分断しながらも推進するのがベストなのか。これはどちらが良いのかというところはなかなか分からないわけですが、とりわけ町の行政として進めていかなければならない観光行政こういったものがまだまだ支援が必要だというようなことがあったものですから、そこに付随する商工業関係については総務課で所管をし、また林業については建設水道課に設置されます建設水道課の方に配置をしながらその中で進めるということをあります。とりわけ基幹産業であります農業の部分を重点に置きながらこの農業の推進こういったものを進めなければならないというような考え方また保健福祉においても直近の住民福祉の課題が大きいものですから即座に対応できるための課の設置でございまして決して課長を増やすのだということではないという考え方を持っております。それから町民に分かりやすい組織名というようなこと、これは十分念頭に入れておかなければならないかなと思っております。従前のまちづくり推進会議だったと思うのですけれども、やはり比較的昔の名前の方が何をやっているか分かるよこういうようなご意見を頂いたところであります。その名称によってその課の業務こういったものが解りやすいような配置をした課の名称としては配置をし、さらにそこに設置されるグループこういったものも解りやすい配置をしながら、さらにカウンター上にはその業務の詳細の内容こういったものが何をする係りなの

かというところまで設置をしながら住民に分かりやすいように進めていきたいという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 町長の執行方針に係わることかもしれないけれども何かないですか。なければ良いですが。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々理解しがたい部分があるという部分があるのかもしれませんけれども、私としては現況の中で、職員全体をなかなか増やすわけにはいかない。そういう中で町民が解りやすい観点に立っております。現状、スタートの時点ではまさに大課制、グループ制で係長もおかしいような体制で進めて来ましたけれども、途中係長を配置しながら復活させながら今まで進めてきたし、保険等関係だとその部分については住民課に置きながらありましたけれども、どうも守備範囲が広すぎるという観点、それと産業の部分についてはまさに技術職が足りないものですから、保健職もそうなのですけれどもなかなか技術職を求めるのですけれども、思うようになかなか技術職が充足されていかないという観点にたつものですから、これがベターかと言われれば必ずしも最高ですということは言えないかもしれませんけれども、ベストではないかも知れませんけれどもベターではないかと、このような現状の観点の中で職員体制をあまり増やすわけにはいかない。若干管理職というか幹部が増えるわけでありますがそれは致し方ないのかとそんな観点に立ちながら行政を進めて行きたいと思っております。特に課を増やすと言いますが幹部を増やしていくと、これについては従前も色々選挙戦も含めてこういう事もしゃべってしてきております。住民相談の議会相談等々でも一部しゃべってきていますので、全体的なご理解を頂けるのではないかと感じております。

○議長（倉兼政彦君） 他に何かございますか。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 今回の改正につきましては、それぞれ協議会でも質問をしてお聞きをした部分もあるのですが、私はこの職員体制が特に変わるわけではない。そしてまたグループ制はそのままの形で課だけが増える。確かに管理職は増えるということについては解るのですが、士気を高めるということについての部分も解る部分もあります。ただ、これはどこでも労働者と管理者という立場の中で協定というのが必ずあるのです。超過勤務をしたら週40時間それで一日8時間が決まっている訳でありますこれが36条協定の中で労働監督署にそれぞれ組合との調印の中で整理をされていくものであります。ただこの管理職になると超勤労働があり当然管理職でありますから超勤があってもしかるべきだというような中で管理職というのが仕事をせざるを得ないというそういう情勢だと思ひ

ます。もちろん行政マンとしてのサービス精神ということも大事になりますが、この管理職を増やすことによってどのような影響があり、増やしていくかなければならないという状況はどういったことにあるのか。私は例えば36条協定と33条協定というのがあることは解っています。確かにこの危険災害などの場合は超勤などとは言っていられない訳ですが、それぞれ災害防止に向けてまたは対応等についてそういう勤務外の仕事というのがあり得る訳ですが、今こういった中身の実際実労働を行政の形を見たところ、この部分についてはどのような考え方の中でこれはまた大課制という中で増やさざるを得ないのか。課長職を増やさざるを得なかったのか。この点についてはどうも私は頭の中に鮮明でないものですからちょっとお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 諸岡君申し上げます。これは課の設置条例でございますから条例ですから。それを基本にしてください。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 2課増やすということですが、町長の冒頭の提案説明の中にも触れておりましたけれども、3課制、大課制にした背景ですが平成16年1月には合併協議が終焉をしております。当時、単独で生きるためにやはり相当な行政改革をして、その中には組織のスリム化というのが至上命令という形でやってございました。そういった時代背景の中で大課制という部分さらにはグループ制という中で、縦横無尽に対応できると言いますかそういう視点から大課制をやってきたわけですが、当時はそういった流れのはずです。職員も相当減らしてきましたし、そういった部分で住民サービスに対してどうだったのかという部分はサービスが低下することなく、機構の合理化の中で一定程度推進できたと思いますが、それが10年経過して今ここに来て地方創生という推進の中で、地方自治体それぞれがどう地場産業なり、或いは人口なり人口増というのはなかなか大変なことなのですけれどもいかに、人口減少を止めて行くかさらには少子高齢化にどう対応していくかという課題が台頭してきているということでございます。振り返って我が町におきますと基幹産業はやはり農業で、農業を基幹としてこれを守っていくことが1番重要な課題ではな課題ということで進めなければならないのですが、少子高齢化、特に高齢化という社会の中で地域包括ケアこれをどう本町の中でどう構築をしていくのか。そういった中で保険福祉、特に介護・医療・福祉とこういったものをやはり推進していくかなければならないという中でなかなか大課制大きな住民いかと思います。大課制の中で現在産業施設課ということで建設、水道或いは農業といった1つの課に集約されてきておりましたけれども、やはり農業部分を切り離す中で基幹産業をどう守っていくのかといったことは専門に進めていかなければならぬ。それともう1つが今これも吃緊の生活課という

一括りの中では難しい部分があるとそういった意味で単純に課長職を増やそうということではなくて、やはりそこのリーダーである課長の元で今言いました課題について取り組んで行こうとそういった趣旨での5課体制ということありますのでご理解頂きたいと思います。3・6協定とか労基法上にも触れられておりましたけれども、特に現場職場以外は地区公法の適用になってきますので3・6協定については除外職だということになっておりますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 今、理由の多くが確かに課題の早期解決というようなことがある。また、少子高齢化または地域包括ケア、そしてまたそれぞれのリーダー格の人がそれぞれの対応をしていくというような部分、非常に私はこの点については大切なことであるし、特にこの地方創生ということであるとそういった活躍をして頂かないとそれなりの行政のサービスというのは行き届かないということに私は確かになると思います。ただ、地区公法から見るとそういった現状に課題はないかという質問なのです。私が言っているのは。ですから確かに人が決まった職の職種の方がおられる。ただ、大きくグループ制にあれば、それなりに専門化しないでもそういった連携というのは逆に取れるのではないか。従来のグループ制の方がそんなに分けて専門化していくことが果たしてそれなりの自由にそれなりの活動を包括していくことができるのかということになると、逆のパターンも考えられるのではないかと思いますが、そういったリスクを考えた場合にそういった対応についてはどうのように考えているか答弁をいただけますか。お答えをお願いします。

○8番（諸岡 勇君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 大課制で課を大きく括った場合のメリット、それと課を小さくすることによってのメリットが色々あると思うのですが、今議員がおっしゃる通り大課制のメリットというのはやはり守備範囲が広いですから、その中に配置されたスタッフがこれは専門的な仕事というのはやはり係りごとにやっていかないと誰もがその課の仕事を100%全てに熟知するということは難しい話であって、従いましてそのためには係り毎グループ毎に分かれてスタッフが業務をこなしていくことになりますけれども、ただ、緊急の課題ですか色々なイベント、行事は課全体で取り組んでいくという部分には非常に機動性のある仕組みだと思っています。やはり何かをやるときには全員でそのことにあたるということであれば大課制のメリットはあると思います。ただ、先程総務課長が言った通り重要な課題になってきますとやはりなかなか広いと例えば一人のリーダーが全てを網羅して指揮陣頭にあたるというのはなかなか厳しいのかというような気が致します。そういう意味で最小単位にすることによって、1つのプロジェクトを全員でやっていくと

ということについては少数精銳という言葉もありますけれどもそういった部分ではメリットがあると思います。今回、組織機構の改革ではなくて見直しだと考えております。従いまして先程私が申した吃緊の課題に対してどう取り組んでいくか、やはり基幹産業の問題、少子高齢化の問題、特に高齢者福祉、介護の問題、これを美深町としてバージョンを作り上げていくかというところにきて、やはり大課制では若干行き詰まる点があって、ご承知の通り議員さんもご理解いただいているかと思いますけれども、今の産業施設課は二階と下に分かれている。さらには住民生活課が庁舎と保健センターに分かれている。そういうふた非常に分離された状態の中でなかなか一体感という部分に欠けるのかといった部分で、住民に対しての或いは解りづらさというのが中にはあるのではないかと考えておりますので、その辺を一定程度改善していくというところの見直しでございます。従いまして、係りの配置、グループの配置についてはこれまでとそう大きく変わることなく現行の体制でやっていきたい。これはやはり限られた人数の中でやらなければならないということありますので、大きく中身を変えることについてはなりませんけれども、最小限の見直しの中で5課体制へと進めていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 17年の改革の時にも結構戸惑いがあつたりした部分もあります。よその行政や町を視察したこと、それに関してしたことの覚えがあるわけですけれども、いずれにしましてもこれは住民がそれなりの課ができる中で、どうサービスを住民が受けができるかということがものすごく大事であります。従って、こういった組織を改革するということについては、それぞれの任務がそれあると思うわけですが、どういった形で住民に対応していくのかということがやはり1番大切であります。これからこういった課ができた時点でどのようなPRをし、そしてまた住民に対するサービスをどう向上させるか。これらの説明というものが十分大事ではないかと思いますが、これらについての考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） これまで担ってきた住民サービスが当然低下をさせてはいけないし、町長、副町長が答弁した通り、大きな課題に解決を早急に進めなければならないというような考え方になるかと思います。現行体制であっても、そういったものは進めなければならないのですけれども、より一層早くまず一定程度の権限を持つ課長をそこに配置しながら早急な解決を図ることによって住民サービスがより一層進むのではないのかというような考え方を思っているところであります。職員の数が早々増えることはないものですから、職員の資質の向上にも別な側面として進めなければならないでしょうし、新規

にその課の配置によって課全体の職員の意思統一も課長采配として一層進めていかなければならぬという考え方を持っております。そういうことによって住民サービスが一層進むのではないかというような考え方で進めているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、3課から5課にするということの中で、組織的なメリットが十分たくさんあるという説明をずっとされてきたわけですけれども、窓口を利用する町民側としてどのような形のものが利便性が上がるというかそういうことがまず考えられるのかどうか。その辺はどういうことが町民に対して利便性が向上する事が考えられるかという部分と、このようなことを町民に知らせていく中でただ5つになりましたということだけでは、なかなか利用する部分においては難しい部分があろうかと思うのですが、今後どのような形で利用してもらうことを前提に周知をしていくのかその辺のことを質問致します。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 課を増やすことによって利便性といいますかこれまで十分利便性等々を検討しながら総合窓口を設置しながら進めてきたところであります。課を設置する増やす趣旨については、先程来、何回かご答弁を申し上げています通り、課題の解決を早急に解決するのだということ、住民に対する窓口でのサービスは変わらないでしょうし、早期の解決に努めることによって一層のサービスの向上が図られるというようなことで繰り返し答弁になってしまいますが、そういうことになるのかと思います。住民周知の部分については広報等を利用しながらこののような体制にしましたというような周知になると思います。これまである場所へ行っていたものが今度は違うところに行くというようなことにはならないものですから、役場を利用して頂ける住民さんには決して不便はかかるないでしょうし、課題の解決には早急な解決ができるのではないかというような考え方を持っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それで総合窓口に行けば一応基本的には移動しなくてもできるような形にはなっているようですけれども、皆さん全てそこでものを処理するのではなくて、やはりどこに行ったら自分の目的は果たせるのかということで窓口を探す方も中にはいらっしゃる。逆に言うと総合窓口に行ってすべての事をそこの部分でまず入口としてやっていこうというところからスタートする人ばかりではないのかなという中でどちらを好むか、すべて総合窓口を通しなさいということには多分ならないと思うのですが、そういった中で先程ちょっとありましたけれども、課だけを記載するのではなくてどこに行ったら自

分の問題解決できるための具体的な記載といいますかそういうものの情報というものはやはり利用する町民とでは大事になって来るのか。おそらく詳しい何かこれに付随する事を色々な形で情報として出していくということになると思うのですけれども、その辺のことともちょっとお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 総合窓口につきまして1つは高齢化社会に対応して役場の中のたらい回しだとかをなくそうということで、そこに行けばそこで解決するのではなくて職員がそこに出向いて対応しますということあります。それから別な窓口、直接総合窓口を通さないでご相談に見える方は役場を一定程度慣れている方、係はここだと知っている方については直接来られる方もいらっしゃいます。これは柔軟に対応していきたいという考え方ですし、今後もそういったことで進んでいくのではないかと思います。役場の組織、それから体制に不案内な方については、総合窓口に相談して頂ければそこに職員が駆け付けるというようなことで進めてきたつもりであります、最近やはり職員が変わったりしながらしているものですから、その辺の見直しを今1度考えながら住民サービスの向上に努めてきたいと考えているところでございます。それから役場のそれぞれの担当が何をする係りなのかと、正しく平成17年の改革以降、一目で内容が解るような書き方、名称が良いというようなことありますが、これが内容をずらすと非常に長いところにもなることもありますので、解りやすいようにカウンターの上等に現在もあるのですけれども、こういったものを担当しますというような具体的な主要となる名称を書かせて頂いております。住民さんにこれが目に入っているかどうかとこういった問題にもなるかと思いますけれども、周知に努めながら住民さんにご不便を掛けないような解りやすい表示には努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 課の再編の件につきましては、大課制の色々デメリットといいますか弊害といいますかその辺について質問等をした経緯もありますけれども、今、町長は公約の1つとして、大課制を挙げながら大きく答弁の中では農業のより充実した振興と、それから社会福祉の面でよりぬくもりのある社会福祉をしたいという思いだったと聞いておりますが、確認ですがそういう政策をしっかりと今後続けていくという、その2点を中心にしていくことによろしいのかどうかもう一度確認したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 2点というふうに問われればそうはならないわけで、全体的に通してこの機会に農業なり社会福祉なりそういう面をなお一層強化していくこういうこと

です。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようありますので質疑をこれで終わります。

これから討論行いますが討論はありますか。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 議案第27号 美深町課設置条例の一部改正について原案反対の立場から討論を行います。平成17年に導入した大課制、グループ制導入の弊害は、職員間にとっての意識改革を遅延させただけでなく、行政サービスを受ける町民にとっても解りにくい釈然としないものがありました。従って、美深町総合計画の後半に向け、本町が抱える諸課題に真摯に取り組み、行政と町民が将来ビジョンに向けて共に手を携えていくための行政組織機構の見直しは必要であります。しかしながら提案内容は、商工観光が総務課、農畜産が農務課、林務が建設水道課というように、従来の散漫な体系を改善しようとするものではありません。町長は2月16日、びふか温泉に木質バイオマスボイラーを整備し、地材地商という新しい造語を用いて林業の再生と雇用創出による活性化の役割を担うと言っておられるし、行政執行方針では、森林資源の活用は時代が求める循環型社会の大きな一步となると発言をされています。予算編成執行方針では、観光については着地型観光と教育旅行の実績など観光協会を中心に一体となって進めてきた観光政策も徐々に成果が見えてきたと総括している中、現在、進行中のスキー場の景観整備が美深町の新たな観光資源として充実を図るのだと言っています。加えて、地域おこし協力隊員を配置して、観光産業に取り組もうとしています。こうした行政姿勢と行政機構見直しの整合性を考えた時、関係する係りが分散したままで美深町の産業に関するセクションが集約された体系にはなっておりません。農林業の充実による観光事業への波級、農業の独自化を含めた商工業の新たな未来を展望する時、行政運営の効率化と迅速化に結びつく産業体系の集約が今こそ取り組むべきだと考えます。提案内容はこれから美深町に必要な運営体系とはいえないものであることから原案反対であります。以上反対討論とします。

○議長（倉兼政彦君） 賛成討論はございますか。

ほかに反対討論はございますか。

ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ以上で討論を終了致します。

これから議案第27号 美深町課設置条例の一部改正についてを採決致します。

議案第27号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。

従って議案第27号 美深町課設置条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第5 議案第28号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第28号 美深町職員定数条例及び財政事情の公表に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 美深町職員定数条例及び財政事情の公表に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。市街地を中心に給水している水道事業については、本年度から簡易水道事業に移行したため地方公営企業法の適用を受けなくなりましたところですが、議題としている日本の条例の中には、地方公営企業法に基づいた公営事業として区分表記している条項がございます。地方公営企業法の適用外となることで、公営事業として区分する必要がなくなりましたので、これらを削除といいますか改正しようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定頂きますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の3ページを開いて頂きたいと思います。議案第28号 美深町職員定数条例及び財政事情の公表に関する条例の一部改正について美深町職員定数条例及び財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくって頂きたいと思います。4ページ、5ページに資料を付けてございますが2つの条例を今回改めようとするものでございますが、まず、第1条関係が美深町職員定数条例の一部改正についてでございます。第2条の第1条と第2条の改正でありますけれども、只今、町長から提案が説明あった通り、公営企業法の適用がなくなりました。従いまして、この条例の中から公営企業法に関する文言を削除しようとするものでございます。第2条につきましては、第7号に公営企業の事務局の職員が3名と定数が規定されてございますが、これを町長事務局の職員に加えまして、町長の事務局の職員を105名に改め、第7号を削除しようとするものでございます。次に、第2条関係が財政事情の公表に関する条

例の一部改正でございます。これにつきましては、第3条の改正でございまして、第1項第3号に公営企業の経理の概況という規定がございますが、これを削除いたしまして、以下条文の整理を追加しようとするものでございます。これらの施行期日でありますけれども、平成27年4月1日とするものでございますが、第2条の財政事情の公表に関する条例につきましては、26年度末の会計これに係る公表につきましては、従前の例によって公表するという経過措置を設けるものでございます。以上、議案第28号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了致します。

これから討論行いますが討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号について採決を行います。

議案第28号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第28号 美深町職員定数条例及び財政事情の公表に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第6 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第29号 美深町税条例等の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 美深町税条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例は現下の経済情勢などを踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものとする必要などを理由として地方税法等の一部改正に伴って改正するものであります。主なものとしては軽自動車税の税率引き上げの延長とグリーン化特例の導入による軽減課税措置、さらに固定資産税では土地に係る特例措置の期間延長、さらにマイナンバー制度に伴う措置、ふるさと納税手続きの簡素化など制度改正も含まれているわけでありま

す。よろしくご審議頂き原案決定頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明を致します。議案の 6 ページを開いて頂きたいと思います。議案第 29 号 美深町税条例等の一部改正について、美深町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。14 ページを開いて頂きたいと思います。資料をお付けしてございますのでその資料に基づきましてご説明申し上げたいと思いますが、ここに 7 項目に分けて記載してございますが、改正の要旨となってございます。まず、(1) の改正でありますけれども、マイナンバー法、所謂、社会保障税番号制度これの施行に伴っての改正でございます。町税の納付書、納入書等の書式に個人番号、法人番号を加える改正ということになってございます。改正する条文については、第 2 条、第 17 条の 2 のほか、ここに記載している 12 条の改正ということになっておりますけれども、これからの中もそうですが、次のページ以降に条項の改正を表に記載をしている通りでございますのでご覧頂きたいと思いますが、この改正の施行期日でございますけれども、政令で定める日というふうになってございます。このマイナンバー法の公布から 3 年 6 カ月を超えない範囲で整備を定めるというふうに規定されてございまして、この 3 年 6 カ月が平成 28 年 1 月 30 日となっておりますので、この日までに施行されるということになってございます。次に (2) の法人町民税均等割の改正でございますが、これは税率の適用区分の基準である資本金等の額についての改正でありますが、無償増資、無償減資等による欠損の填補を行った場合の加算減産が行われる改正、さらには資本金等の額が資本金と資本準備金を加えた額よりも下回った場合、この金額を基準とするという改正でございまして、第 13 条第 2 項の改正と第 4 項をこれは新たに加えようとするものでございます。平成 27 年 4 月 1 日からの適用となるものでございます。次に (3) でありますけど、町民税の所得割の課税標準に関する改正でありますけれども、平成 27 年度の税制改正大綱によりまして、国税でありますけれども国税において国外に転出する場合に譲渡所得の特例という制度が創設されております。これは時価 1 億円以上の有価証券を有するなどして、一定の要件に該当するものが国外に転出する際、その有価証券については譲渡等をしたとみなして課税をされるという改正がされておりますが、市町村民税に関してはこの例によらないというふうにされております。従いまして、その旨の改正を行うものでございます。第 14 条の改正でありますけれども、これは平成 28 年 1 月 1 日からの適用となるものでございます。次に、(4) 減免の申請期限の見直しの改正でありますけれども、現在の期限前 7 日となっております。これが納期限前日というふうに改めるものでございまして、31 条ほか 5 条の改正ということであります。課税適用につきましては平成 27 年

4月1日ということあります。（5）でありますけれども税の特例措置の延長に係る改正でございまして、1つには住宅ローン減税の延長、これが1年半延長されてございますのでこれに伴う改正、さらに固定資産税の負担調整措置の延長が行われております。これは3年間延長するものでございまして、いずれも平成27年4月1日からの適用となるものでございます。次に（6）ふるさと納税ワンストップサービス特例制度の創設に伴う改正でございます。確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、この寄付に対する確定申告を行わないでもワンストップで寄附控除を受けられる制度が創設されておりまして、これらに対応する所要の改正を行うものでございます。平成27年4月1日からの適用でございます。次に（7）が軽自動車税に係わる改正でございます。1つ目がグリーン化特例の導入によりまして電気自動車等の一定の環境機能を有する軽四輪自動車等、今、軽減税率が適用されます。これに伴う改正でございまして、また、平成26年度に軽自動車税の税率引き上げの改正を行っておりますが、これが平成27年4月1日からの適用ということになっておりますが、これが1年間延長されまして平成28年4月1日に延長されるということに伴う改正でございます。以上が改正の要旨でございまして、それぞれ15ページから20ページにかけまして条項毎に改正の内容及び説明を記載してございますのでご了承頂きたいと思います。以上、議案の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 税制改正によりまして課税の適用の年限がそれぞれ違っているのですけれども、総体として美深町の税収への影響というものがどのような形で出てくるのか、なかなか試算等も難しいところもあるかもしれません、概ねどのような形でどの位の減額になるのか増額になるのかその辺のところお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） 税制改正大綱に伴う地方税法改正による今回税条例の改正ということで提案させていただきました。その中で色々な内容が盛り込まれております。現在、税の事務といたしましては、3月まで確定申告事務を行いまして、それ以降に当初課税事務ということで所得を確定したり町民税の計算をしたり国保税の計算をしたりという作業を今進めている段階でございます。今、ご質問がありました全体の金額で具体的にどの程度という部分につきましては、この作業がある程度進んでいかないとちょっと具体的な中身が見えてこないということになりますので、そこら辺の具体的な数字を持ち合わせていないというか、現状では抑えられないという状況になってございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 多分大変な作業だということも充分知っているところであります  
が、しかし、一定の影響はあるのかと思います。そういう部分で、特にふるさと納税等の  
係わりで新たな収入を上げるような手法というのはやはりふるさと納税に限らずやってい  
かなければならぬのではないかと思いますが、その辺の具体的なその減収になる部分に  
についての対策等についてはどのように考えておられるのか。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） この後、補正予算の方で税の部分で軽自動車税の部分で下が  
りますよというのを後程提案させて頂きます。それからふるさと納税の関係でこちらへ回っ  
てきたかと思うのですけれども、何日か前の新聞に大きく出て、これは痛いなという、こ  
れまでも昨年も各委員会でふるさと納税をいよいよ考えなければならないよということで、  
決して考えてはいなかったわけではないのですけれども、本当にすごい額だというような  
認識を持っているところでございます。町長の方からも少し対策を今までと同じような品  
物送ることが良いのかどうかという問題もありまして、特産品の開発も進めながらやって  
いかなければならないということあります。ふるさと納税の部分で、より多くの寄付が  
頂けるように努力をしなければならないという程度の答弁にしかならないのですけれども、  
進めて行きたいと思っているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） これは町の税条例の改正ということで、多分その影響は色々な形  
で金額の面でも当然出てくるだろうと思います。それに対して特に今考えられる中ではふ  
るさと納税も1つの大きな収入源であるということはもう解りきっていることなのですけ  
れども、これについてはもう一昨年あたりからその前からも、どうするのだということを  
委員会等の答弁にもありましたが、それから何も進展していないのではないかと思うので  
すけれども、ある意味期限を切ってしっかりとこれまでにやるというようなそういう形を  
示さないのか、そうしないことでやはりそれは前に進まないとと思うのです。その辺の考  
え方、例えば今年度中にしっかりと体制を作つてやるのだとそういうやはり期限を決めて  
やる必要があると思うのです。答弁の中にも、委員会審議の中にも一切それからは進展し  
ていないと残念ながら、そういう現状に対してやはりしっかりとそれは期限を切つてこの時  
点までにしっかりととした体制をつくるとこういう時期ですから、良い収入源はやはりある  
のですから、そこをしっかりと捉えるということが大事だと思うのですがその辺の答弁をお  
願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議員さんもご承知の通りだと思いますけれども、これは法改正を

受けて地方税法の改正で町条例の改正でございますのでまずご理解頂きたいと思います。それと今はふるさと納税の話が出ているわけで、それについては担当の方で先程総務課長答弁の通り私の方から支持しておりますので全然進んでいないということではなくて、それぞれ進めていると内部議論していると、こういうことでありますので何もしていないのではないかということではございませんのでご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了致します。

討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号について採決を行います。

議案第29号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第29号 美深町税条例等の一部改正については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第7 議案第30号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付され、国民健康保険税の課税限度額及び軽減の対象となる所得の基準が見直されたことなどに伴いまして美深町国民健康保険税条例の改正をしようとするものでございます。よろしくご審議頂き原案決定頂きますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きます。21ページをお開き頂きたいと思います。議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について、美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。最後のページをご覧頂きたいと

思います。資料を付けてございますが、まず、第2条の改正でございますけれども、これは付加限度額の引き上げを行おうとするものでございまして、現在、基礎課税額で51万円、後期高齢者支援金分で16万円、介護納付金分で14万円となってございます。これをそれぞれ基礎課税分で1万円引き上げまして52万円、後期高齢者支援金分で1万円の引き上げで17万円、介護納付金分で2万円引き上げまして16万円、合計4万円の引き上げを行おうとするものでございます。また、第27条の改正につきましては、軽減判定所得の引き上げということで軽減を低所得者に係る保険税の軽減を拡充するというものでございます。現行の5割軽減24万5千円を1万5千円引き上げまして26万円、2割軽減の45万円を2万円引き上げまして47万円とするものでございます。いずれも平成27年4月1日からの課税適用となるものでございます。以上、議案第30号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ以上で質疑を終了致します。

討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号について採決を行います。

議案第30号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第8 議案第31号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第31号 平成27年度美深町一般会計補正予算第3号を議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第31号 平成27年度美深町一般会計補正予算第3号について説明を申し上げます。まず、歳出消防費ですが、この度、全国共済農業組合連合会通

称でありますけれどもＪＡ共済連であります、北海道本部から美深消防署に対して、救急車が寄贈されることになりましたが、この車両は高規格救急車としての内部装備が施されておりませんので、この装備に係る費用を負担金として処置するものでございます。次に災害普及費ですが、恩根内地区の国道40号線沿いを流れる黒瀬川の河岸が融雪等によって侵食されており、この対策措置としての調査業務の委託料を追加しようとするものであります。次に歳入でありますけれども、町税でありますが、これは先程議決を頂いた美深町税条例の改正の内、軽自動車税の税率引き上げ延長に伴う税収減少分を減額しようとするものであります。なお、これらの補正財源は全額一般財源で措置致します。以上によりまして一般会計の補正額は、歳入歳出それぞれ1,554万円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ42億3,925万6千円となるものであります。よろしくご審議頂き、原案決定頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案書をご覧頂きたいと思います。議案第31号 平成27年度美深町一般会計補正予算第3号、平成27年度美深町一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,554万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,925万6千円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。事項別明細の方で4ページ、5ページをお開き頂きたいと思います。こちらの方で説明させて頂きます。下の段から3歳出、9款消防費、補正額1,404万円の追加、1項消防費1目消防費同額であります。19節上川北部消防事務組合負担金でありまして提案説明で申し上げました通りＪＡ共済連から寄贈が内定致しまして、この寄贈については車本体部分ということであります。これに高規格救急車としての擬装というそののですけれども、必要部品それから設備を取り付ける経費これが1,365万円、さらにこれらの車の登録費用、諸経費等々39万円を追加して、1,404万円を追加するものであります。11款災害復旧費補正額150万円の追加、1項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費同額であります。13節災害調査等業務委託料でありまして、恩根内の東北地区旧黒瀬さんという方が住んでおられたところから美深町の町の方に向かって国道の東側、山側の方ですね200メートルほど素ぼり側溝がありまして、黒瀬川という川でございまして、これが長年の雨等々によりまして両側が侵食した状態になっております。国道側それからそれに隣接する民地側が侵食しているものですから、これらの復旧を早急に進めなければならないということで測量設計業務の委託分を追加させて頂くものであります。上の方に行って歳

入であります。1款町税補正額47万6千円、3項軽自動車税、1目軽自動車税同額の減額であります。1節現年度課税分として47万6千円の減額、先程の条例の関係でございまして、特に農耕用作業車それから小型特殊車こういったものの課税の据え置きという部分でございまして、合わせて予算全体の整理というようなことでこの金額を減額させて頂くものであります。18款繰越金、補正額1601万6千円の追加、1項繰越金、1目繰越金同額であります。1節これらの財源として前年度繰越金が徐々に見えてきておりまして、これらの繰越金を使いながら充てるものでございます。以上、平成27年度美深町一般会計補正予算第3号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） これから議案第31号について質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今、救急車の寄贈という形で内部の装備充実のために予算執行という形をお聞きしたところですが、救急車の現場は2台あるという認識をしているのですが、これが3台体制になるという考え方で良いのかということと、それから人員体制がどのような形になっていくか。その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 新規に配属されますこの救急車が入りますと現行持っています高規格救急車は平成12年に購入したものなのですが、これが15年経過しております、これを廃車処分にしてこの救急車との入替えというようなご理解で良いかと思います。消防の体制については現状通りというようなことでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） では体制は2台体制ということで押さえて良いのかどうかということと、それから人員も変わらないということでございますけれども、美深に限らず多分今年の春でしたか、音威子府の救急車が故障という事態があって、1台貸し出しをしたというような経緯もお聞きするのですが、それらのことを考えると、今、配車しようとしているものが、果たして対応ができないような状態になっているのか或いは3台体制できちんと置いて対応ができるような形にしようとするのか。その辺の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） まず車の体制のことなのですけれども、もう1台残っている車についても、随分経年経過がありまして、平成4年車というようなことのようであります。将来的には、救急業務は結構人口が減ってもあるのですけれども、現行の体制をなかなか2台体制で維持していくのは難しいというような考え方を持っていますのでござい

ます。美深消防署だけでこの消防業務をやっているのですけれども、事務組合については上川北部事務組合というようなことで、本部の方と相談をしながらこの体制について検討していかなければいけないとならないだろうということを聞いているところでございます。また、隣町への貸し出し等々があったというようなこともあります。消防の方で、上川北部事務組合さらにはお隣町の雄武町等々と協定を結んでおりまして、そういった時にはお互いに協力し合いましょうという協定を結んでいるようでございます。そういった時には、可能な限り応援をするのだというようなこと、ということは逆に応援を受けられるというようなことの体制も整えられているようですので、今後の状況によるのですけれども、救急車の体制については方向としては1台の配置というようなことも視野に入れられるかなと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今の質問は廃車にしようとしているものが使えない状態に今あるのかどうかということです。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 大変申し訳ございません。現行使えないとなると大変になるのですけれども劣化が激しいというようなこと、それからこの消防車の要望書の中を読みますと比較的大型の車両であります。なかなか小回りがきかない部分、それからシャーシ等々、がたいが大型な部分を救急車に改造したものですから非常に固いのだと、いわゆるスクリーン等々が固いのだということがありまして、病院に搬送しなければならない方に負担を与えるということもあります。それから冬道、車輪がダブルではないために、轍に取られるというようなことも要望書に書かれておりまして、なかなか今後使うというようなことは想定をしていないというふうに考えているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 広域圏での救急車の協力体制というのは当然解りますが、命には時間というものが1つのバロメーターですから、もしも今は更新するというものについて廃車にする時期をある程度ずらすとか、そういったことをこれからやはり考えてしっかりと救急体制が維持できるような形を取っていく必要もあるのかと考えるところですが、そういう措置はなかなか難しいですか。即廃車という形なりますか。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 先程、総務課長の方から答弁申し上げた通り、上川北部事務組合全体の中で動いておりますので、体制の話、人員的な体制の分にも触れられておりましたけれども、今の消防全員で18名、1人は恩根内におりますので、17名の中でこれが

24時間態勢でしておりますので、救急車3台置いてじゃあ誰が運転するのかといういうような部分もございます。それと使用に耐えない、もう何年も使えないというか、毎年のように車両プラスその救急機材の更新、救急救命士の救命作業の内容が随分高度化してきておりまして、これに対応して機材配備もしていかなければならないのですが、今現存している救急車の中にはそういった機材は搭載されておりません。今回の更新の中でこういったものを装備していこうと計画しておりますので、2号車の古い平成4年の救急車とは言っているのですが、ほとんどが転送用にしか使っていない現状でございます。従いまして、救急な患者さんがいて、救急車の中で救命体制がとれるのかという状況にはないということでございますので、まず1台については更新し、それを最大限発揮できる機能を持っていきたい。現在ある12年のものについては廃車をしていきたいと思います。また、総務課長も言っておりましたけれども、先程質問にありました音威子府もそうなのですが、どこの署も車検がありますので、車検の期間は救急車がないというような状態も発生します。お互い事務組合の中で、対応していくのですが、そういった対応のために事務組合の中で1台救急車を保有すべきでないかというような議論をしておりまして、そうすると名寄市は名寄と風連があって別なのですが、美深町の場合は2台ございますので、これを広域的になんとか使えるようなそういう考え方もできないのかということで、ただ、平成4年車ですから非常に古いものですから転院搬送くらいにしか使えないものでけれども、そういう事故があった場合或いは車検の場合、緊急の対応としては事務組合全体として1台保有していれば近々の対応ができるのではないかと議論をしております。そういう部分で美深町に配備する救急車については、新しい高規格が1台ということになろうかというふうに考えているところでございます。いずれにしても今あるやつを引き続き使うということはまた難しいということありますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑はございませんか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 4ページの歳出でちょっとお聞きしたいのですが、災害復旧費の調査業務委託料なのですが、これは財源状況を見ると一般財源になっているのですけれども、これはほかの手立てがなかったのかが1点と、これは本復旧する場合、どこの財源を予定しているのか。その2点をちょっとお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） この災害なのですけれども、今のところ財源は一般財源しかないのかなということで考えております。融雪債ということになれば、融雪債としての補助の採択の事象というのが、機構的には事象というのがあるのですけれども、そ

れがないという中でいずれにしろ補助債だとか起債の関係というのは難しいなと、ただ、今後とっこう等について財務と協議しながら考えていく道はこれも推測ですけれども事業化としてのなくもないかなと、あと本復旧についてもこれはまた委託と同じでそのような状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了致します。

これから討論行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号について採決を行います。

議案第31号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第31号 平成27年度美深町一般会計補正予算第3号は原案の通り可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全部を終了いたしましたので会議を閉じます。

これで平成27年第3回美深町議会臨時会を閉会と致します。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

副議長 南和博

署名議員 和田健

署名議員 中野勇治